

草津市公報

発行日 令和4年2月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 2 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(077-563-1234)

◇◇◇目

次◇◇◇

◎ 告 示

| | |
|---|----|
| 令和3年度草津市低所得の子育て世帯応援給付事業実施要綱（子ども家庭課） | 1 |
| 公示送達について（介護保険課） | 7 |
| 生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定辞退について（生活支援課） | 7 |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定辞退について（生活支援課） | 7 |
| 公示送達について（税務課） | 8 |
| 指定管理者の指定について（スポーツ保健課等） | 9 |
| 指定管理者の指定について（人権政策課） | 9 |
| 指定管理者の指定について（人権政策課） | 9 |
| 指定管理者の指定について（人権政策課） | 10 |
| 指定管理者の指定について（人権政策課） | 10 |
| 草津市議会臨時会の招集について（総務課） | 10 |

◎ 公 告

| | |
|-------------------------|----|
| 草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課） | 11 |
|-------------------------|----|

◎ 教育委員会告示

| | |
|---------------------------|----|
| 草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課） | 14 |
|---------------------------|----|

◎ 農業委員会告示

| | |
|-------------------|----|
| 草津市農業委員会総会の招集について | 14 |
|-------------------|----|

草津市告示第1号

令和3年度草津市低所得の子育て世帯応援給付事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年1月4日

草津市長 橋川 渉

令和3年度草津市低所得の子育て世帯応援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計に大きな影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、低所得の子育て世帯応援給付金（以下「応援給付金」という。）を給付し、低所得の子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする応援給付金給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援給付金 前条の目的を達するために、草津市（以下「市」という。）によって給付される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 応援給付金が支給される者をいう。
- (3) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者をいう。
- (4) 監護等児童 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する要件に該当する児童、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条に規定する要件に該当する児童または特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条に規定する要件に該当する障害児をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、令和3年12月1日（以下「基準日」という。）以降において、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、要保護者に該当しない者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第177号）第2条に規定する支給要件を満たす者で、かつ、同要綱第4条第3項および第9条に規定する支給決定を受けたもの

(2) 草津市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和3年草津市告示第219号）第2条に規定する支給要件を満たす者で、かつ、同要綱第5条第3項および第9条に規定する支給決定を受けたもの
(応援給付金の支給)

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、応援給付金を支給する。

(応援給付金の額)

第5条 前条の規定により支給対象者に対して支給する応援給付金の金額は、監護等児童1人につき、5万円とする。

(申請不要の支給の方式)

第6条 市は、支給対象者に対し、応援給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みに対し、応援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、低所得の子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の支給の申込みを行った後、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、応援給付金を支給する。

4 市長は、支給対象者に対して第1号に係る方式により応援給付金の支給を行う。ただし、応援給付金の支給決定時点において当該口座を解約しており、応援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、第1号および第2号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り第3号に掲げる方式により支給を行う。

(1) 第3条各号に掲げる給付金（以下「生活支援特別給付金」という。）振込口座振込方式 支給対象者が生活支援特別給付金の振込先として指定した口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給対象者が低所得の子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書（別記様式第2号）（以下「口座登録等届出書」という。）により届け出た指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 口座の解約、凍結その他やむを得ない事由により、口座への振込ができない場合において、支給対象者が口座登録等届出書にて届け出ることにより、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給の方式)

第7条 支給対象者のうち、令和3年4月1日以降に市に転入した者で他市区町村において生活支援特別給付金と同様の給付金の支給を受けているものは、低所得の子育て世帯応援給付金申請書（請求書）（別記様式第3号。以下「応援給付金申請書」という。）により申請を行う。この場合において、市長は応援給付金申請書を審査したうえで、応援給付金の支給を決定する。

2 支給対象者による申請およびこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる方式は、第1号に掲げる方式による支給が著しく困難な場合に限り行う。

- (1) 申請口座振込方式 支給対象者が応援給付金申請書を提出し、市が支給対象者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口現金受領方式 支給対象者が応援給付金申請書にて届け出ることにより、市が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支払いができない場合の取扱い)

第9条 市長は、第6条第3項の規定による支給決定を行った後、支給決定時点における支給対象者が応援給付金の振込先として指定した口座（支給前までに指定口座の変更を届け出た場合は、当該届け出た指定口座）に応援給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに指定口座への振込が口座の解約、変更等によりできない場合においては、第6条第1項の申込みを撤回する。

2 市長が第7条第1項の規定による支給決定を行った後、応援給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われない場合において支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年3月29日までに支給が完了できないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(支給対象者の申請受付開始日および申請期限等)

第10条 市が応援給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する本給付金

に係る市の申請受付開始日は、令和4年1月4日とする。

2 申請期限は、令和4年3月15日とする。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対し、支給を行った応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第12条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

別記

様式第1号(第6条第2項関係)

低所得の子育て世帯応援給付金受給拒否の届出書

草津市長 あて

1. 私は、「低所得の子育て世帯応援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「低所得の子育て世帯応援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所届出者氏名届出者連絡先 ()**本人確認書類添付箇所**

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号(第6条第4項第2号、第3号関係)

低所得の子育て世帯応援給付金支給口座登録等の届出書

草津市長 あて

1. 届出者

| | | | |
|--------------|----|------|-------|
| (フリガナ) 氏名 | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
| | | | |
| | | 年月日 | 電話() |

※下欄の事項に誓約・同意のうえ、届出します。

2. 新規振込先指定口座(届出者ご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

| 金融機関名 | 支店名 | 分岐 | 口座番号 (左詰めで書きください。) | 口座名義(フリガナのみ) |
|---|---------------------|------------|-----------------------|------------------------------------|
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信販 4.信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1普通 2当座 | | ※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。 |
| 金融機関コード | 支店コード | | | |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年3月15日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯応援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

 『低所得の子育て世帯応援給付金口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2.新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

様式第3号（第7条第1項関係）

低所得の子育て世帯応援給付金申請書（請求書）

| |
|--------|
| 支給市区町村 |
| 草津 |
| 市長宛 |



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 年 月 日

| | | |
|--------------|-------|--------|
| (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 現住所 |
| | 年 月 日 | 電話 () |

2. 支給要件

次の支給要件について該当する項目のチェック欄（□）に『✓』を記入してください。

(1) 既に受け取っている給付金名

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> ① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金（ひとり親世帯分） |
| <input type="checkbox"/> ② 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） |

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請日時点の状況を表Aに記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

| (フリガナ) 氏名 | 続柄 | 生年月日 年 月 日 | 同居 別居の別 同居・別居 | 住所 (別居の場合) | 監護の有 無 有・無 | 生計関係 同一・維持 |
|--------------|----|---------------------|---------------------|---------------|------------------|---------------|
| | | | | | | |
| 1 | | 年 月 日 | 同居・別居 | | 有・無 | 同一・維持 |
| 2 | | 年 月 日 | 同居・別居 | | 有・無 | 同一・維持 |
| 3 | | 年 月 日 | 同居・別居 | | 有・無 | 同一・維持 |
| 4 | | 年 月 日 | 同居・別居 | | 有・無 | 同一・維持 |
| 5 | | 年 月 日 | 同居・別居 | | 有・無 | 同一・維持 |

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

1) 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で印んでください。

2) 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で印んでください。

(裏面につづきます。)

4. 申請額・請求額

| | | | |
|------------------|---|---------|---|
| 対象児童数 (表Aの人数) | 人 | 申請額・請求額 | 円 |
|------------------|---|---------|---|

※ 補付表の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 総合申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童一人当たり一律50,000円となります。(例) 対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注) 申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

 ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

 イ 児童手当 児童扶養手当の登録口座への振り込みを希望

※受取口座の記入・確認書類の添付は不要です。

【受取口座記入欄】

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (振込先の書き方) | 口座名義(フリガナのみ) |
|--|----------------------------|------------|-------------------|---|
| 1. 銀行 5. 郵局 2. 企画 6. 渔協 3. 信託 7. 信連 4. 信連 | 本支店 本支所 出張所 支店コード | 1普通 2当座 | | ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※ 通帳の表記に合わせてください。 |

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を御記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

 ウ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

 低所得の子育て世帯応援給付金(以下「応援給付金」という。)の支給要件に該当します。 応援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等が発生した際に、市が届出者に確認等を行ったにもかかわらず、令和4年3月29日までに支給が完了できない場合は、応援給付金が支給されないことに同意します。 応援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や応援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、応援給付金を返還します。 同一児童について応援給付金を受給済みではありません(受給していた場合には、応援給付金を返還します)。

提出書類

 『低所得の子育て世帯応援給付金申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項を御記入ください。

 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を御用意ください。

 『表Aの児童が市外で別居している場合は、児童の住民票の写し』 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「5. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を御用意ください。

 『低所得の子育て世帯生活支援特別給付金受給確認書類の写し(コピー)』

※ 前市區町村で低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金を受給している場合は、受給を確認できる部分の写しを御用意ください。(振込通知書、支給決定通知書、通帳の写しなど)

草津市告示第2号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

- 送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月4日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 第6期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年1月11日に送達
があったものとみなす。

令和3年度第6期介護保険料督促状公示送達者名簿

| No. | 氏名 | 住所 |
|-----|-------|--------------------------------|
| 1 | 楠 芳樹 | 草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川 |
| 2 | 北川 基寛 | 草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションⅠ 6号 |
| 3 | 平尾 忠孝 | 草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟 |

(令和4年1月4日掲示済み)

草津市告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから同法第51条第1項の規定に基づく指定の辞退があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和4年1月6日

草津市長 橋川 渉

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------|-----------------------------|-----------|
| 入江産婦人科 | 草津市大路二丁目 3番11号 ハイレス21 | 令和4年3月31日 |

草津市告示第4号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したものうち、次のものから指定の辞退があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第3号の規定により告示する。

令和4年1月6日

草津市長 橋川 渉

(令和4年1月6日掲示済み)

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------|-----------------------------|-----------|
| 入江産婦人科 | 草津市大路二丁目 3番11号 ハイレス21 | 令和4年3月31日 |

(令和4年1月6日掲示済み)

草津市告示第5号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年1月7日

草津市長 橋川涉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年1月14日に送達
があつたものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

| 連番 | 発送先宛名 | 発送先住所 | 賦課年度 | 課税年度分 |
|----|----------------------------------|------------------------------------|------|-------|
| 1 | CHIEN HAO | 中国 | 3 | 3 |
| 2 | DING CILENGXIAO | 中国 | 3 | 3 |
| 3 | 鶴岡 光博 | 滋賀県草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アージュ草津 | 3 | 3 |
| 4 | KU KYOSUN | 滋賀県草津市笠山五丁目3番27-540号 クンスト草津 | 3 | 3 |
| 5 | SAGU ABDUL FAREED MOHAMMED AZEEN | 滋賀県草津市新浜町167番地 | 3 | 3 |
| 6 | WANG JIUAN | 滋賀県草津市笠山一丁目1番8-1316号UCD-V | 3 | 3 |
| 7 | 尾 住輝 | 滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上5152番地3 山之上ハイツJ棟203号 | 3 | 3 |

(令和4年1月7日掲示済み)

草津市告示第6号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月11日

草津市長 橋川渉

1 公の施設の名称、所在地

| 名 称 | 所在地 |
|-------------|---------------------|
| 草津市立総合体育館 | 草津市下笠町161番地 |
| 草津市立野村運動公園 | 草津市野村三丁目2番5号 |
| 草津市立ふれあい運動場 | 草津市草津町1484番地 |
| 草津市立ふれあい体育館 | 草津市草津町1486番地1 |
| 草津市立武道館 | 草津市南山田町683番地 |
| 草津市立三ツ池運動公園 | 草津市西矢倉一丁目3番1号 |
| 弾正公園 | 草津市下笠町字弾正289番地5他 |
| 野村公園 | 草津市野村三丁目字池ノ下208番地1他 |

2 指定管理者

名 称 合同会社 草津市スポーツ振興事業体

代表団体 草津市下笠町161番地

合同会社 草津市スポーツ振興事業体

業務執行役員 公益財団法人 草津市コミュニティ事業団

業務執行役員 公益社団法人 草津市スポーツ協会

構成団体 東京都品川区東品川四丁目10番1号
コナミスポーツ株式会社

代表取締役 有坂 順一

3 指定期間 令和4年4月1日から令和8年3月
31日まで

(令和4年1月11日掲示済み)

草津市告示第7号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月11日

草津市長 橋川渉

記

| | | |
|---------|---------------------------|---------------------|
| 1 公の施設 | 名 称 | 草津市立西一会館 |
| | 所在地 | 草津市草津町1446番地1 |
| | 名 称 | 草津市立西一教育集会所 |
| | 所在地 | 草津市草津町1446番地1 |
| 2 指定管理者 | 名 称 | 特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ |
| | 住 所 | 草津市西草津一丁目8番4号 |
| | 代表者名 | 理事長 吉田 耕治 |
| 3 指定期間 | 令和4年4月1日から令和7年3月 31日まで | |

(令和4年1月11日掲示済み)

草津市告示第8号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月11日

草津市長 橋川渉

記

| | | |
|---------|-----|---------------|
| 1 公の施設 | 名 称 | 草津市立橋岡会館 |
| | 所在地 | 草津市橋岡町71番地 |
| | 名 称 | 草津市立橋岡教育集会所 |
| | 所在地 | 草津市橋岡町68番地 |
| 2 指定管理者 | 名 称 | 特定非営利活動法人 热と光 |

住 所 草津市橋岡町165番地
 代表者名 理事長 山本 啓一
 3 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月
 31日まで

(令和4年1月11日掲示済み)

草津市告示第9号

・ 指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月11日

草津市長 橋川 渉

記

1 公の施設 名 称 草津市立新田会館
 所在地 本館 草津市木川町898
 番地3
 分館 草津市木川町900
 番地1
 名 称 草津市立新田教育集会所
 所在地 草津市木川町898番地15
 2 指定管理者 名 称 特定非営利活動法人 心
 輪
 住 所 草津市草津町1475番地2
 代表者名 理事長 佐山 繁樹
 3 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月
 31日まで

(令和4年1月11日掲示済み)

草津市告示第10号

・ 指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第7条第1項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年1月11日

草津市長 橋川 渉

記

1 公の施設 名 称 草津市立常盤東総合セン
 ター
 所在地 草津市芦浦町319番地1
 名 称 草津市立芦浦教育集会所
 所在地 草津市芦浦町319番地2
 2 指定管理者 名 称 特定非営利活動法人
 ハート&ライト
 住 所 草津市芦浦町70番地7
 代表者名 理事長 木村 源一
 3 指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月
 31日まで

(令和4年1月11日掲示済み)

草津市告示第11号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月13日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和4年1月21日
 2 場 所 草津市議会議場
 3 付議事件
 令和3年度草津市一般会計補正予算（第10号）

(令和4年1月13日掲示済み)

公 告

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告
市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年1月13日

草津市長 橋川渉

1 入札に付する売払物件

| 物件番号 | 物件名 | メーカー・規格 | 予定価格 (入札保証金) |
|----------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 03040101 | 加湿器(1) (3台) | Panasonic FE-KLD07 | 1,000円 (100円) |
| 03040102 | 加湿器(2) | SHARP HV-50V6C-G | 500円 (50円) |
| 03040103 | 卓上型音響装置 (ハイパワーアンプ) | ナショナル WA-830A | 1,000円 (100円) |
| 03040104 | グラフィックイコ ライザー | RAMSA (Panasonic) WZ-9311 | 2,000円 (200円) |
| 03040105 | パワーディストリ ビューター | TOA PD-15 | 2,000円 (200円) |
| 03040106 | 真空管ラジオ | SANYO SS-35型 | 3,000円 (300円) |
| 03040107 | ドライブレコー ダー | トヨタ純正 DRT-H68A | 1,000円 (100円) |
| 03040108 | レーザー距離計 | MAX LS-511 | 1,000円 (100円) |
| 03040109 | プリンタートナー カートリッジ | FUJITSU CL116B | 5,000円 (500円) |
| 03040110 | チャイルドチェ ア (2台) | (株)弘益 CHC-480, SBC-520 | 3,000円 (300円) |
| 03040111 | 木製棚 (2台) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 500円 (50円) |
| 03040112 | 机・椅子セット(A) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 500円 (50円) |

| | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|---------------|
| 03040113 | 机・椅子セット(B) 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 300円 (30円) |
| 03040114 | 小型机 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 200円 (20円) |
| 03040115 | トランポリン 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | movtotop | 300円 (30円) |
| 03040116 | キャリーカート 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 300円 (30円) |
| 03040117 | メニューボード 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 200円 (20円) |
| 03040118 | メタルラック 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 400円 (40円) |
| 03040119 | チエスト 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | Fits | 300円 (30円) |
| 03040120 | テレビ台 【リサイクル家具】 (直接引き取り限定) | 不明 | 300円 (30円) |

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において20歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

| | |
|---|---|
| <p>ウ 個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあっては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者</p> <p>エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者</p> <p>オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者</p> <p>カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者</p> <p>キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）</p> <p>ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者</p> <p>ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員</p> <p>コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者</p> <p>(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者</p> <p>(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者</p> <p>4 入札に関する情報を示す期間および場所</p> <p>(1) 期間 令和4年1月13日（木）から令和4年3月8日（火）まで</p> <p>(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム</p> | <p>5 入札参加仮申込</p> <p>入札参加希望者は令和4年1月20日（木）午後1時から令和4年2月8日（火）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。</p> <p>6 入札参加申込の受付</p> <p>草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。</p> <p>※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをする）をいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。</p> <p>7 入札保証金</p> <p>(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。</p> <p>(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。</p> <p>(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。</p> <p>8 売扱物件公表の日時および場所</p> <p>(1) 日時 令和4年1月26日（水）午前10時から午後3時まで</p> <p>(2) 場所 【リサイクル家具】 草津市立クリーンセンター（滋賀県草津市馬場町1200-25） 【上記以外】 草津市役所本庁舎 地下1階（滋賀県草津市草津三丁目13番30号）</p> <p>(3) その他 前日（令和4年1月25日）午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。</p> <p>9 入札期間、開札の日時、場所および方法</p> <p>(1) 入札期間 令和4年2月22日（火）午後1時から令和4年3月1日（火）午後1時まで</p> <p>(2) 場所 公有財産売却システム上</p> <p>(3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の</p> |
|---|---|

物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更是できない。

持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

(4) 開札日時 令和4年3月1日（火）午後2時

(5) 入札確定処理日時 令和4年3月3日（木）午後5時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札

(2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札

(3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札

(4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

(1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和4年3月8日（火）午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。

(2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。

(3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和4年3月15日（火）午後2時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。

(4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

(1) 期限 草津市が指定する日時まで

(2) 場所 草津市が指定する場所

(3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があつたときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があつても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があつても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人(落札者)およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金(1円未満切り捨て)として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

(1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

(2) 物件調査等は参考資料とすること。

(3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。

(4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名

称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305

FAX番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和4年1月13日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月4日

草津市教育委員会
教育長 藤田雅也

1 期 日 令和4年1月19日(水) 午後3時00分
2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和4年1月4日掲示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第1号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年1月4日

草津市農業委員会
会長 石田隆司

1 期 日 令和4年1月11日(火) 午後1時30分
2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
3 付議案件

1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)

2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の

報告について（報告）

- 3) 農地変更届出について（報告）
- 4) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可することについて
- 5) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、
許可することについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、
許可することについて
- 7) 草津農業振興地域整備計画の変更（用途変更）
につき、意見を求めるについて

（令和4年1月4日掲示済み）